

## 旭川地方裁判所委員会・旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『旭川地家裁の新型コロナウイルスへの対応と対策について』

- 1 開催日時 令和2年12月8日（火）午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所
- 3 出席者  
地裁委員 阿部一喜，岩村美枝子，栗原壯太（兼務），廣田善康，三澤節史，三田村忍（兼務）（50音順・敬称略）  
家裁委員 石田悦啓，井上雄樹，薄井多賀子，栗原壯太（兼務），佐野智子，瀬沼美貴，永山昌史，三田村忍（兼務）（50音順・敬称略）  
事務局 宮木隆壽地家裁事務局長，田村優地裁総務課長，大竹雅子地裁総務課課長補佐

### 4 議 事

- (1) 開会宣言
- (2) 委員の交代報告
- (3) 新任委員の自己紹介
- (4) 説明等

事務局から，旭川地家裁の新型コロナウイルスへの対応と対策について次の説明を行った。

ア 裁判所の対応について（初期段階（2～3月），緊急事態宣言時（4～5月），緊急事態宣言解除後，現在）

イ 裁判所の対策について（職員における対策，利用される来庁者へのお願い，設備における対策）

- (5) 意見交換等

委員長 当庁の新型コロナウイルスへの対応と対策につきまして，委員の皆様

から御感想・御意見を伺おうと思います。まず、当庁におきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、新型コロナウイルス感染症の状況及び時期に応じて対応を行ってまいりました。これらの対応につきまして委員の皆様がどのように感じたかということをお聞かせ願えればと思います。

委員 率直な感想ですが、全国の動きと旭川の裁判所の動きが連動していると感じました。ただし、旭川は、現在、全国的に注目を浴びるほどの状況に陥っており、全国の動きとちょっと違う状況になっているにもかかわらず、緊急事態宣言のときよりも今の旭川の裁判所の対応が緩くなっている、実態とちょっとずれているのではないかという感じを受けました。だからといって、これ以上裁判を停止する必要があるかとなるとまた話は違うのですが、全国の動きとは連動しているけれど実際の地域の動きとは連動していないというのが率直な感想です。それから、本日、感染防止対策のため、パーティションがたくさん並んでいますが、現在、調停委員をさせていただいている中で、調停委員同士の間にもパーティションを設置していただくと非常に助かるという感想を持ちました。

委員 各段階に分けて説明していただきましたが、私も担当している事件の中に、各段階で裁判所の対応が止まっていたのを体験しています。正直に言って緊急事態宣言のときは、旭川ではそれほど感染状況が酷くはなかったにもかかわらず、ここまで手続を止める必要があるのかなという感想を持ちました。その後、いろいろ落ち着き、コロナウイルスの感染がどういう場合に拡大するのかその特性も分かってきて、徐々にいろいろなことができるようになってきましたが、ここ二、三か月くらいは旭川も市中感染が広がっていると言われていた中で気を付けなければいけない状況にあるため、全国でこうだからということではなく、旭川で対応できることは独自に対応していった方がいいと思います。事件の進め

方に関しては、家事の事件でも電話会議を行い、地裁の事件でも裁判期日や弁論準備だったものが電話による事実上の打合せに変わったこともあり、手続法上の制約があるにせよできることはいろいろあると思いますので、裁判官の訴訟指揮の下、各当事者が知恵を出してできることを行い、事件が遅滞しないようにしていただくことが大事ではないかなと思いました。

委員 私は消費者センターの相談員をやっており、ふだん裁判所とはあまり業務で関わりがないのですが、今御説明いただいたことについては、そういう対応をしていたのだと一般市民の感覚で聞いていたのが正直なところ。感染が広がった最初の頃は、コロナがどういうものか分からない中で、どういう対応や対策をとればいいのかそのときそのときでどの現場でも考えながら対策をとっていたと思いますし、消費者センターでも最初の緊急事態宣言が出たときには、どうしたらいいのかと恐怖や不安が先に立ち、そのときできることを手探りで行っていました。お話を聞き、裁判所もその都度考えながらやっていたのだと思いました。一般市民の感覚としては、こういう時代ですのでこのような対応を取っていることは来庁者の理解を得られるものだと感じました。

委員 感染状況や事件の状況などがあるため、基本的に裁判所は、全国一律で大きな組織として動いているのだと思いますが、感染状況にどう対応し、どう対策するかはできる限り地域の実情に応じてもらえればと思います。旭川の場合、旭川管内だけでも非常に広い範囲で感染状況が全然違いますので、一律の対応をする必要はないと思います。例えば、傍聴席を二つ空けるのか一つ空けるのかなどもそれぞれの裁判所の判断でできるのではないかと思います。

委員 新型コロナウイルスの感染症対策をいろいろ伺いましたが、当会でもどれだけの対応ができるのか考えながら聞いていました。当会において

も、手指消毒、換気やマスク着用、入室時の検温をしています。裁判所は発熱等の症状がある方は自己申告ということで、裁判所としての考えがあつて検温をしていないという対応なのかお聞きしたいと思います。

委員長 ありがとうございます。その点は、後ほど御説明させていただければと思います。では、検察庁はいかがでしょう。

委員 段階に応じての対応というのは、当庁においても同じようなことをやっていました。当庁でも問題になっていたのは、地元の温度感と実際の対応がちょっとずれているのではないかとということです。ただし、初期段階の2月、3月の頃を思い出すと、コロナについてよく分からない状況で手探りの対応をせざるを得なかったということで非常に大変だったのだらうなと思います。特に裁判所の場合には、法廷に多くの方が出入りすることもあり、初期段階で速やかに対応していたということが改めて分かりました。緊急事態宣言が全国に出た後の対応の方がより厳しくなっていると言いますが、当庁も同じで実際の温度感からするともっと前にやれたのではないかと、中央からの指示でやった方が良かったのではないかなど、裁判所も同じだったのではないかと思いました。最近感染者が増えていますが、緊急事態宣言のときに地元の温度感よりも中央の温度感で厳しくやっていたのが、大きな感染者増加につながらなかった一つの要因ではないかと思っています。裁判所がどのように対応していたのか私のような立場の人間には非常に興味があることでした。参考になりましたので、また情報共有させていただけるとありがたいと思います。

委員長 ありがとうございます。次に弁護士会はいかがでしょう。

委員 弁護士会として感じたのは、緊急事態宣言に入ったときに、期日の取消しや延期があつたのですが、会員からどうなるのかという問合せが来てもなかなか今後の情報が入って来ず、宣言が解除された後も、いつか

ら開始されるのかという情報もこちらに来なくて、関係団体としては確定する前に情報共有できた方がそれぞれスムーズにできたのではないかと感じています。さらに、裁判所では、職員の出勤が制限されていたところで、担当の方ではないとなかなか上手く伝わらないことがあり、情報共有や確認が取れないということがありました。職員が自宅にパソコンを持ち出せずリモートワークができない場合も自宅での勤務は勤務時間として扱われると思うので確認をする手段があればよりいいのかなと感じました。

委員 大学も同じようにコロナ感染症の影響で学生をいつから入れていいのかかなり難しい判断を3月から5月くらいまでに迫られていました。政府から不要不急の外出をしないようにと言われていましたが、当事者である学生や裁判所の来庁者にとっては大学や裁判所を利用することは不要でも不急でもなかったものと思います。そうなる組織としてはそれをなるべく不要不急にしてあげることが採り得る対応の一番大きいところかと思います。そういう意味では来庁しなくても大丈夫な手続等はその方向で不要にするとか、期日を遅らせることで不急にするということは大学でも裁判所でもおそらく同じような対応をしていたのかと思いました。また、大学の中で対策委員会が立ち上がり、私はその委員を務めながら対応を締めるのか緩めるのかというルール作りや判断に関わるような仕事を少ししていました。その際、一斉に感染者が出てだんだん状況が厳しくなってくるときに学生を入れないようにするとか、授業を制限する、遠隔に切り替えるなど厳しくする方の判断、基準というのはある程度作りやすいのですが、落ち着いて来たとき、どのタイミングで緩めていくのかというルールなどを作る方が難しく、間違えるとまた振り返ってしまうということもあり、おそらく裁判所でもどこのタイミングで緩めるのかという判断が非常に難しかったのではないのかと感じまし

た。

委員 2月から段階に分けて御説明いただきよく分かりました。今日聞くまではこの委員を引き受けながら裁判所はどのようにやっているのだろう、裁判が延期されるなど大変な思いをしているのではないだろうかと思像しながら聞いておりましたが、本当にきちんと対応していることが分かりました。裁判所に聞きたいこととしては、すごく困ったというようなエピソードはあったのか。今後もこのコロナ禍は続いていくので、課題は何が残っているのかということです。

委員長 貴重な御意見をありがとうございました。緊急事態宣言下と現在では状況は異なり、旭川においては、現時点の方が感染者等の状況はより切迫していると思受けられます。裁判所としても当初の対応は未経験の事態でBCPプラン、これは各官公庁がかつての新型インフルエンザの流行の危険があったときに想定して策定したものです。これをベースに市中に感染症が蔓延しているという状況に立ち緊急事態が宣言されたという想定の下、まず継続すべき業務を決めてそれを処理するだけの人員を残すことで対応しました。御意見でもあったとおり、その段階ではまだこの感染症についていろいろなことが分からず、マスクや消毒液なども品薄になっていてなかなか手に入らないという状況がありました。それに比べ現在はある程度危険な状況ではどういう対応をとれば良いかということが分かってきたところです。最高裁も公衆衛生学等の専門家の意見をいただき裁判所の対応策等まとめているところです。先ほど検温の話がありましたが、専門家の意見をいただき裁判所においては体調不良時に来庁を控えていただき、来庁後に体調不良の申出があれば退庁していただくという対策をとっております。マスクについても感染リスクの軽減効果が高いと考えられ、着用も促していること、コロナに罹患している場合、必ずしも発熱があるとは限らないということで、一般の来庁

者に対する検温を実施する必要性がそれほど高くないのではないかと、という見解をいただいていると聞いています。先ほど委員の方から裁判所として困ったことがありましたかとお尋ねがりましたが、裁判官から御紹介いただければと思います。

委員 裁判所として困ったのは、我々は業務として常日頃裁判を行っており、その中で緊急度が高いか低いか判断するわけですが、特に裁判所に事件が係属している当事者にとっては、まさに人生で五指に入るほどの一大事が係属しているわけです。一番見逃せない子どもの虐待事件も要急ですし、報道にもありました養育費や子どもの面会交流などなるべくそういう事件から早めにとは思っているのですが、それ以外の事件が不要不急だと思っているかということとそうではなく、緊急度は高く、人生の一大事だと思っていらっしゃる当事者もいるので、そのあたりをどのように説明するのかというところが裁判所としては一番苦慮している点でした。もう一点が、報道でもありましたが、コロナ感の違いです。例えば面会交流ですとお子さんに会いたいという非同居親にとってはコロナぐらいで何だとなり、反対に同居親、特にお子さんが喘息とかお持ちの方はコロナぐらいで何だというような親とは会わせられないというように、立場によって違いますし、これがエボラ出血熱ぐらいの致死率ならみんな同じ方向を向いているとは思いますが、なかなかこのコロナ感でのコンセンサスが得られていない中で立場の違う人たち、あるいはそれを采配する裁判所としてどう御説明差し上げるのが一番御理解いただけるのかというところに苦慮しました。

委員長 ありがとうございます。刑事事件の関係では何かありましたか。

委員 困っているということではないですが、発熱等体調不良の方がいると幅広く情報提供していただいていると思いますが、当事者の中にも裁判所の職員の中にも体調不良者は出てくる可能性があります。現在は、緊急事態宣言

時のように一律に期日を延ばす、取り消すということはやってはいないのですが、そういう個別の対応として関係者に体調不良の方がいるとその公判期日を延期せざるを得ないということがあり、通常の事件進行に戻っているとは言いつつもそういう意味では決して通常ではないというところがあるかと思います。

委員長 ありがとうございます。それでは業務縮小態勢下の裁判手続の実施に関する周知について、その手法や内容が適当であったか、不十分であったとすればどのように改善すべきかについて御意見をお聞きしたいと思いますが、特に裁判所を利用する立場であります弁護士会からの御意見をお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員 民事事件に関して言うとIT化も進行し、リモートでの裁判手続の進行もできるようになると聞いていますので、それを活用していくというのも一つかと思います。調停手続でも電話会議システムの三者通話により両当事者とも裁判所に出頭しないで進めるというやり方も今回体験し、確かに膝詰めで話した方がいい場合というものもないわけではないですが、最終的には審判が控えていますので、それを前提にどうなるのかをそれぞれに説明をしてコンセンサスを得るということであれば、当事者にもよりますが電話でもできるのではないかと思います。今ある制度インフラでもできるリモートでの裁判手続をもっと広く活用できるようにし、本人確認の問題はあるにせよ本人だからこの手続は使えませんというのはあまり時代に合わないと思います。ツールとしてはスマホさえあればテレビ会議は簡単にできますし、裁判所のツールを使わないと本人確認できないということはないと思うので、柔軟にやっていただき、裁判手続だけ時代遅れと言われないようにしていただければと思います。

委員長 ありがとうございます。期日の実施等につきましては、その折に触



れてメディアの方にもお伝えさせていただきましたが、今回の手法や内容につき何か不備な点はございましたでしょうか。

委員 不備などを感じたことはないです。周知もできていたと思いますし、特にはないです。

委員長 検察庁では、手続の実施等の手法についていかがでしたか。

委員 緊急事態宣言下でも期日が開かれた事件もあり、延期や取消しになるものもあったのですが、その選別がこちらでは全然分からず、直前になって取消しなどというのもあり、その対応には振り回された部分がありました。今後、このような状況になったときにはもう少し基準などある程度事前に教えていただくなどの措置を取っていただけるとよりいいのかなと思いました。

委員長 ありがとうございます。先ほど決まるのが遅いという話がありましたがどう改善したらいいか御意見いかがでしょうか。

委員 緊急事態宣言が道内に出て、これと裁判所の対応が連動すると分かっているならば宣言が出されれば止まる、道内でも解除されたことで再開するということが分かるのですが、今後もし同じような問題があったときに、こちらも依頼者への説明が難しいので、どのような基準で止めたり再開したりするのか何か基準のようなものがあれば教えていただきたい。また、検察庁からもあったように事件の優先順位をどう決めるのか、特に3月、4月は裁判所と検察庁が異動期なのでその優先度をどうするのかなど、もう少し基準ができると仮に裁判所が止まってもその間に進められる作業があるため、共有しながら進められればと思います。

委員長 ありがとうございます。基準の関係で言いますと、業務縮小に当たって大雑把にこういうものはやりますということは御説明したところですが、その中で裁判官の判断が入ってくることもありました。貴重な御意見として受け止めさせていただきたいと思います。それではここで皆

様の所属しております各機関・団体での対応の実情をお聞かせいただければと思います。

委員 私たちの会では、他の団体では会合全部を中止という動きをされている中で、お互いに不織布のマスクをし、マスクを取って飲食しなければ感染することが少ないというマスコミなどの情報がありましたので、そのような対策を取り会合を行っています。今まで飲食を伴う会合だったのですが、その場で飲食はせずお弁当を持ち帰りし、飲食をやっている会社の収入が減らないようにと考えながら行っています。講演をしていた場合場合はマスクの着用、衝立の設置、座るときもソーシャルディスタンスで離れ、会場は広い所で形を変えて今までと同じようにやるという方針で行っています。

委員長 ありがとうございます。それでは弁護士会は緊急事態宣言下でどんな対応をとられたか。また、現在どのような対策をとっているかお聞かせいただければと思います。

委員 弁護士会の業務として、弁護士会館で法律相談を受けるのですが、緊急事態宣言のときは、対面での相談を電話に切り替えました。宣言が解除され状況が落ち着いて来たところでまた対面に戻したのですが、最近旭川も感染拡大してきたので電話に切り替え、状況を見ながらいろいろ変えています。会館の感染対策としてはパーティションみたいなものを設け、マスク着用や手指消毒するなど一般的な感染対策を行っております。各種会合は、以前から支部地域の弁護士との間ではテレビ会議をすることがありました。コロナ後は、リモート会議を開くことが多くなり、会館で参加するのが好きな弁護士もいますが、いちいち行かなくていいなどメリットも多いため、集まるよりも参加率が良いこともあります。飲食の会合は少なくなっていると思います。各事務所の対応は弁護士会からこうしてくださいとは特に出していませんが、会館で行う法律相

談等についてはマスクの着用といった一般的な感染対策をお願いしている状況です。

委員長 事務所での実情はどういったものでしょうか。

委員 事務員が在宅勤務をしていた弁護士もいたと思います。私のところは、私と事務員1人で部屋も別なので、特に事務所の中でもマスクはつけていませんし、依頼者との相談のときはマスクをし、相談後は換気や掃除をしています。それ以上のことは特にやってはいないです。

委員長 ありがとうございます。それでは消費者協会はいかがでしょう。

委員 消費生活相談ということで業務の都合上、在宅ワークができないため、緊急事態宣言下でも通常どおり相談員が出勤して相談業務をしておりました。電話での相談と来所での相談があり、緊急事態宣言下では来所での相談はお控えいただくということで掲示し、突然来所される方に対してもそのように説明していました。ただし、相談の性質上どうしても来所し契約書面などを見ながらお話を聞かないと解決に至らないという相談もありますので、その場合はまず電話をいただいて、相談員の判断で来所の日時を予約し、後で来所いただくという対策をとっておりました。緊急事態宣言の解除後は、通常どおり来所での相談も受けています。来所での相談の場合、小さな部屋が相談室として3つあるのですが、相談室に入った際に必ず検温をし、手指の消毒をしていただきます。マスクを着用していない方には、当所にあるマスクをお渡ししてマスク着用のお願いをしています。また、御高齢の方の中には不安なので御近所の方も付き添いでいらっしゃる事例もたまにあるのですが、可能な限り御本人とお話しさせていただき、付き添いの方には他で待っていただくことで、なるべく最低限、最小限の人数での来所をお願いしています。相談の際には、相談員と相談者が対面する際にアクリル板越しに話をすることになっており、窓のない部屋の場合には個人情報漏れないように配

慮し、ドアを少し開けるとか、複数の人数で来所される場合には普段使わない会議室を使ってそちらの方で御相談をお受けするといった対応をしています。また、職員同士は、職員と職員の間には前後や隣、休憩室やちょっとした休憩スペースに置いてあるテーブルにアクリル板を設置して飛沫が飛ばないように対策をしています。

委員 私の職場の感染対策は、手指消毒やマスクの着用などで皆さんと同じだと思います。所属は新聞社のため、どちらかという職場に出勤しなくても記事さえ出していればどこでも仕事ができます。在宅ワークができるのであれば在宅で行い、電話やオンラインツールを使いこなせるのであればそれで取材をすればよく、その人の実情に任せています。もちろん会社に来ないで取材先に直接自宅から行って直接帰るなどもしています。

委員長 出張はどうですか。

委員 旭川は今、非常に感染が増えているので、旭川の外には出ないようにと先週から出張の自粛が出ています。

委員長 出社されている方自体が少ないという感じですか。

委員 管理職ぐらいで基本的に記事を抱えた者は外を回っているので会社に出社している者は少ないと思います。

委員長 部内の会議なども全部オンラインですか。

委員 新聞社は担当が細分化されているので会議もオンラインなどで行っています。オンラインツールを使ってコミュニケーションをとっていますので、オンラインなどとの親和性がある仕事だと思います。

委員長 ありがとうございました。では司法書士会はいかがですか。

委員 緊急事態宣言が出されて以降、現在も全国規模の会など会議は全てオンラインです。研修もオンラインで行っており、中には会場でも受けられるようにしたものもありますが、出席してくる方は少なめで基本的に

はオンラインで問題なく受けているといった感じですが、また、司法書士会館で相談を受けているのですが、緊急事態宣言時は一時停止し、今現在再開して面談で相談を実施しており、消毒、アクリル板等の対応をしております。一対一の相談ですのでクラスターの発生というのはありませんし、厳しめの意見の方からは、万が一のことがあったら困るからやめた方がいいのではないかとということもあり、これだけ対応を採っていてもそういう意見が出てきがちなのかなと思います。

委員 検察庁でも基本的にはマスクの着用と消毒です。当庁では、道内の独自の宣言のときから、大きな部屋で複数の職員が執務していたのですが、接触を避けるということで、いくつもある取調室に分かれて執務にあたらせました。また、取調べをするにあたって対面で話をするため、マスクをしていけばいいのではないかと意見もあったのですが、お互いに不安になるだろうということで、検察官と相手方の間に仕切りみたいなものを作り、今でも行っています。おそらく当庁独自のものが身柄を拘束されている人が送検されて来ることですが、事前にコロナの疑いがあるという情報が入った場合には、ビニールシートの他に、話を聞く者が防護服を着け、接触するのは一人のみというように特別なルールを作り、それにのっとって当時に対応したことがありました。特に4月以降あたりになると旭川より札幌の感染者が非常に多かったため、札幌への出張や札幌から人が来ることについては極力消極であり、話を聞く際には電話で対応していました。一旦、通常業務の状態に戻したのですが、最近では感染者が市内でも増えてきているというのもあり、半数の職員を個室にしているほか、職員もアクリル板等を両端に置き飛沫感染等を防止しています。あとは、入口に非接触型の体温計を置いて必ず来庁者に測ってもらい、ちょっと熱がある場合は、お互いのことを考えて来庁をお断りするというような取組みもしています。

委員 大学の前期と後期に分けて基本的な対応などをお話しさせていただきます。まず前期のうち、4月、5月に緊急事態宣言が出ていたので、授業は5月のゴールデンウィーク明けからスタートしました。4月の間は、学生がリモートで授業を受けられるように、ネット環境がきちんと整っているか調査し、整っていない場合には大学である程度の台数のネットワーク機器を購入してそれを困っている学生に整備するなど一か月くらいを費やしました。建物内への出入りに関しては、基本的に学生は大学内に入れられない状況になっていましたが、課題などをこなすため図書館で本を借りなくてはいけないことから、大学に出てくる場合、担当教員に何時から何時までの間建物に入るという許可をメールなどでもらった上で、二時間以内という条件で建物の中に入れていました。その後、後期になると対面授業も始めなければいけないということで10月からは緩和しました。いつもと違うのは教室の収容人数の50パーセントまでしか学生は教室に入れられないため、対面授業を行うためのルールがあることです。収容人数の一番大きな教室で今使えるものが140名なので最大70名までの授業しかできないのですが、100名とか200名の授業が存在していたので、それらは対面授業が実質的には不可能なためオンラインで続けている状況です。あとは必ずマスクを着けて来る、入口の数を制限し、制限した入口には必ず手指消毒用の消毒液を置き、学生には毎日朝夕2回の検温ないし健康観察を付けさせ、濃厚接触者の疑いがあるときなど関係した学生を把握し、その健康観察内容を一応チェックしています。また、学生が濃厚接触者になりPCR検査を受けに行く状況が数件ありましたが、陰性の場合でも少し様子を見るために二週間は授業に来ないようにし、そのかわり遠隔で授業を受ける権利は当然保証するという対応をとっています。今一番対応に困っているのが、合宿所や課外活動の後に会食をし、そこで感染が広がったというケースが散見

されるようなので、どこまで学生に自粛を求めるのかという線引きが難しいと今は感じています。

委員 更生保護女性会とは、罪を犯した人が出所して立ち直るための支援を目的に集まっているボランティアチーム女性会ですが、全ての会合、会議を中止しました。道北関係で500人くらいが集まる一番大きな会も半年前から用意していましたが中止しています。そのような中、活動として行ったのは、コロナ禍においてマスクが大変足りないと言っているときに、会員が銘々マスクを作ったことです。段ボール一箱で200個以上集めたと思います。刑期を終えた人が一般の社会に戻るために準備する寮や刑務所関係のあちこちにそのマスクを持って行き礼状をいただくなど大変喜ばれました。

委員長 貴重な御意見をありがとうございました。

(6) 次回開催日時等

次回の地裁委員会と家裁委員会を合同開催とし、テーマを「旭川簡裁における諸手続について」（仮題）及び「家庭裁判所調査官の役割について」（仮題）として、令和3年5月25日（火）午後1時30分に開催することとされた。

(7) 閉会宣言

配 布 資 料

- 資料1 令和2年度第2回地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会（12月8日開催）の進行予定（レジユメ）
- 資料2 お知らせ（令和2年3月3日）
- 資料3 新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について
- 資料4 同（5月7日から同月15日まで）
- 資料5 同（5月18日以降）
- 資料6 同（6月1日以降）
- 資料7 「傍聴人の皆さまへ」
- 資料8 新型コロナウイルス感染症対策についてのお知らせ

（配布資料添付省略）